

平成 27 年 10 月 29 日

特定非営利活動法人 消費者支援ネットワークいしかわ
理事長 橋本 明夫 様



平成 27 年 10 月 26 日付貴法人からの申入書 3 に対する回答について

平素は、弊社事業にご理解を賜り、誠にありがとうございます。貴法人からいただいたお
ります、規約に関するお申入れについて、下記の通り回答させていただきます。

記

1 規約第 7 条の「除名時に入会時費用は返還しない」について

(1) 申入書 3 においては、契約が解除された場合、その効力が溯及的に消滅し、弊社が
会員に対して入会時費用の返還義務を負うから、弊社が入会時費用を返金しないとする
のは損害賠償の予定であるとされています。

しかし、会員が規約第 7 条にいう除名事由に該当する行為を行った場合の契約の解除
は、契約による約定解除であり、中途解約の申し入れによる契約の解除（契約概要書面
「12. 中途解約」）と同様、契約解除の効果は将来に向かって生じ、遡及いたしません。
これは本件契約が、弊社が会員に対して継続的に結婚相手紹介サービスを提供し、
会員がその対価を支払うことを目的とするものであって、契約の解除により遡及的な原
状回復義務を負わせようにも、会員が既に提供された結婚相手紹介サービスを弊社に返
還することは不可能であることからも明らかです。なお、除名に基づく契約の解除にお
いては、「入会時費用」と同様に、除名時に履行済みのサービスの対価として当該会員
が支払済みの「年会費」、「イントロダクション料」及び「各種イベント料」もまた、
除名された会員には返還いたしません。

従って、規約第 7 条に定める会員除名に基づく契約の解除においては、当事者双方は
原状回復義務を負いませんし、弊社が会員除名時に履行済みのサービスに対する対価で
ある入会時費用を返還しないことは、「損害賠償の予定」にはあたりません。

重ねて申し上げますが、規約第 7 条では、会員の除名時に弊社に損害が発生した場合
には、入会時費用とは別途、損害賠償請求ができると定められ、その損害賠償額は予定
されておりません。

(2) 申入書 3 においては、①入会、②プロフィールの作成、③管理データへの登録のど
の段階にあるかを問わず、入会時費用を返金しないことは損害賠償の予定であるとされ

ています。

しかし、規約第7条の除名事由を見てもわかるとおり、除名事由は結婚相手紹介サービスの提供開始後、当該会員に対して継続的に結婚相手を紹介すべきではない場合を定めたものであり、会員が入会時のサービス提供（①～③）を受けるまでに除名事由にあたることは、およそ考えられません。

また、弊社としても、会員の皆様の入会手続後、可能な限り速やかに入会時のサービス提供を行い、結婚相手紹介サービスの提供を開始しております。

従って、弊社が、除名会員に入会時費用を返還しないのは、会員除名時に履行済みのサービスに対する対価にあたるためであり、これは「損害賠償の予定」にはあたりません。

（3）以上により、同規約には、消費者契約法第9条は適用されないと考えております。

2 特定商取引法49条2項について

同法49条第2項は、第1項のクーリングオフにより特定継続的役務提供契約が解除されたときに、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときに関する定めです（なお、申入書2に対する回答では、「事業者の不実の告知や威迫行為により、クーリングオフの行使が妨げられた場合の定め」と記載しましたが、この部分は弊社の誤解でしたので撤回します）。

しかし、規約第7条の除名時において、クーリングオフの行使は問題になっておらず、クーリングオフにより契約が解除された場合でもありませんから、同法49条が適用される場面ではありません。

また、前述したように、規約第7条の除名時に返還しない入会時費用は、損害賠償の予定ではありません。その意味でも、規約第7条は、同法49条第2項に反しておりません。

3 上記の通り、弊社規約について、消費者契約法に違反するものではないと考えておりますが、法に照らし合わせ、弊社サービスのあり方と合わせまして、研鑽を重ねて参りたいと考えております。

弊社回答に何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上